

公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付するので、公告する。

平成28年6月6日

地方独立行政法人 徳島県鳴門病院
理事長 犬 伏 秀 之

平成28年10月1日からの当病院内における入院患者等（以下「患者等」という。）の療養環境の充実を図るための病室アメニティ（テレビ・ランドリーシステム）及びそれらに関連する販売機及び精算機等（以下「テレビ・ランドリーシステム」という。）の設置・運営者（以下「運営者」という。）を公募する。

なお、運営者の選定は質の高い患者サービスができ、当病院にとって業務改善や安全管理を含め最も優れたテレビシステムを企画・提案された業者を公平な審査（プロポーザル）のもとに選定する。

1. 事業概要

(1) 事業名

徳島県鳴門病院におけるテレビシステム及びランドリーの設置・運営事業

(2) 運営内容

運営者は、法人が指定する病院建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のためにテレビシステム及びランドリーの運営の全般を実施する。

(3) 設置・運営期間

平成28年10月1日～平成35年9月30日（7年間）

2. 参加資格

(1) 参加者に要求される資格について

- ① 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（以下、「会計規程実施規程」という。）第7条第1項に規定する入札参加資格者名簿に登載されている物、又は同条第2項の規定により新たに参加資格審査を受けて参加が認められた者であること。
- ② 会計規程実施規程第8条の規定に該当しない者。
- ③ 参加申込書の提出時において、「①」の要件を満たしていない者にあつては平成28年6月14日午後5時までに徳島県経営戦略部管財課に申請書を提出し、その申請書（様式第1号）の複写を参加申込書に添付すること。
- ④ この手続きに参加した者が、徳島県が行う物品の購入又は役務の提供に係る競争入札に参加出来ない者に該当、または「②」に該当する者となった場合は、審査の対象とせず、契約の締結を行わないことがある。
- ⑤ 法人等を設立して5年以上継続して同種の事業を運営し、かつ良好な経営を行っていること。
※近年2ケ年の財務諸表を提出すること。（「①」に該当する者は免除）
- ⑥ 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ⑦ 本院と同規模程度の徳島県内の300床以上の病院において、導入実績を有する者。
- ⑧ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ⑨ 徳島県鳴門病院の理念及び基本方針・基本姿勢に則り、忠実に業務を実施できるもの。

3. 参加申込書（別紙添付資料）及び説明書等の配付

(1) 配付場所及び期間について

①配付場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷32番
徳島県鳴門病院 3階事務局 総務課
電話 088-683-0011（内線1381）

②配付期間

平成28年6月6日（月）から同年6月13日（月）午後5時まで
（ただし、土曜日、日曜日は除く。）

(2) 参加申込書類の受付期限等について

①受付期限

平成28年6月15日（水）午後5時まで（申込書、別紙添付資料は持参とすること）

②受付場所

「(1)、①」に同じ

4. 企画提案書

(1) 企画提案書は「仕様書」に基づいてA4版で作成すること。（書式は自由）

(2) 企画提案書は10部を提出すること。

(3) 提出について

①提出日

平成28年6月23日（木）午後5時まで（企画提案書は持参とすること）

②提出場所

「3、(1)、①」に同じ

5. 選定方法及び審査結果の通知

(1) 一次審査

提出された企画提案書に基づき、書面審査を行い、平成28年6月28日（火）午後5時までに審査結果を電話で通知し、後日文書で通知する。

(2) 本審査

一次審査合格法人については、平成28年7月5日（火）午後13時から午後16時までの間において質疑も含め30分以内のプレゼンテーションを行っていただき、その内容を総合加点方式（プロポーザル方式）にて選定する。

プレゼンテーションの開始時刻については、一次審査結果通知時に併せて通知する。

本審査の結果は、平成28年7月6日（水）午後5時までに電話で通知し、後日文書で通知する。

6. 公募に係る質疑

(1) 受付期限

平成28年6月17日（金）午後5時まで

(2) 質疑の問い合わせ先

徳島県鳴門病院 総務課
受付はメール（様式は自由）によるものとする。
E-mail m_doi@naruto-hsp.jp

(3) 質疑に対する回答

質問書を受け取った5日以内にメールにより、本要項を配布した者全員に行う。

7. 応募に関する留意事項

(1) 費用負担

応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。

(2) 提出書類の取扱

原則として提出書類は返却しない。

また、当院は提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはしない。

(3) 提出書類の変更禁止

原則として提出資料の変更はできない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、当院と協議を行い、当院がこれを認めた場合はこの限りではない。

(4) 虚偽の記載の禁止

応募申込書または提案書に虚偽の記載をした場合は、応募申込書または提案書を無効とする。

8. その他

(1) 契約書作成は要する。(病室アメニティ及びそれにかかわる販売機・精算機等の設置運営に関する契約による予定)

(2) 参加する者は、参加するにあたって知り得た個人情報、事業者の情報、その他病院の情報(公知の事実を除く)を漏らしてはならない。

(3) 書類の内容について、当該契約の選定以外に無断で使用することはしない。

以上